

水銀大気排出に関するヒアリング実施概要

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、改正大気汚染防止法が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、本年 4 月に施行後 5 年が経過した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の附則や水銀の大気排出対策についてとりまとめた中央環境審議会の答申において、施行後 5 年を目途に、施行状況に応じた制度見直しの必要性について謳われている。

今後、水銀大気排出対策の点検・見直しを検討するに当たり、対象施設からの水銀大気排出の実態や排出基準の遵守状況、発生源種別ごとの排出抑制技術等について、法施行後 5 年間でどの程度、変化したのかを本委員会として広く把握するため、今回と次回の 2 回にわたり、ヒアリングを実施する。

1. 主なヒアリング項目

- 対象施設における 5 年間の施設数、生産規模、原料等の変化
- 対象施設に主として用いられている排ガス処理施設（BAT/BEP）の 5 年間の変化
- 水銀大気排出状況に関するこれまでの測定方法及び測定結果
- 業界内における排出基準の遵守状況
- 排ガス処理以外で用いられている水銀大気排出を抑制するための手段

2. 時 間：説明時間は一説明者当たり原則 10～15 分。各説明者からの説明を受けた後、質疑応答を 10 分程度実施する。

3. ヒアリング対象団体及びスケジュール

第 13 回専門委員会（11 月 2 日）※本日

- 電気事業連合会
- 日本鉱業協会
- 一般社団法人日本環境衛生施設工業会
- 公益社団法人全国産業資源循環連合会

第 14 回専門委員会（11 月 13 日）

- 一般社団法人日本化学工業協会
- 一般社団法人セメント協会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟